

会議要旨

会議名	第19回自治基本条例策定委員会	作成日	平成19年11月5日
開催日	平成19年10月31日	場所	本庁舎203会議室
出席者	策定委員9名、コンサルタント2名、事務局3名		

1 職員ワーキングチーム検討結果について

①用語、表現等について（資料1）

◇資料1について事務局から説明。

◇資料1に記載されたワーキングチームからの意見について委員全員で検討。（委員会の見解は朱書きで表示）

②自治基本条例制定後に整備すべき制度について（資料2）

◇資料2について事務局から説明。

◇「地域協議会」と「行政経営の視点の必要性」については、条文化の方向で検討する。

2 意見交換

①第4条第3号「心に不安なく、人間らしい生活を送るために必要な収入を得る権利」について

◇住民懇談会での意見交換で「働く権利」と解釈した住民の方がいた。そのように考えれば、「収入を得る」を生かしてもよいのではないか。

◇「収入を得る」をカットすると、単に「生活を送る権利」となる。そうすると、内容的に、第1号の「健康で安全に生活する権利」も第2号の「豊かな自然環境のもとで生活する権利」も包括されることになってしまうのではないか。経済的な保障という観点からみれば、「収入を得る」をカットする必要はない。

◇働く権利も含まれているし、自力で働けない人（生活保護など）の生活をどうするかという問題も含まれている。

②第29条第2号「費用対効果の検証と公表」について

◇すべての事業に対して検証するのではなく、検証の対象となる事業について基準を設ける必要がある。

③第37条「条例の運用状況の検証」及び第38条「条例の見直し」について

◇運用検証の検証と見直しについては別々の組織を立ち上げる

◇検証する時点である程度条例を見直すという作業も出来てしまうので、組織は一つでよいのではないか。

◇検証の作業は時間と労力が要る。検証のためだけの組織に特化するべき。見直しに関しては、敢えて組織をつくらなくてもよい。

3 連絡事項

◇次回の委員会は11月14日（水）の18：00から。

《検討事項》

地域協議会、行政経営について

9月に行われたパブリックコメントに対する回答について

◇住民懇談会が5回まで終了したが、中身の濃い意見がたくさんでている。あと半分残っているが、引き続き委員の皆様からのご協力よろしくお願ひしたい。

◇第4条第3号の表現については、今回結論が出なかったので次回までの宿題とする。